労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、栃木労働局の関係事業主を代表する者比村康孝の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年１月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、栃木労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成27年２月10日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　栃木労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第１号

関東地方交通審議会から関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231－8433神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地」あて提出されたい。

平成27年１月27日

関東運輸局長　又野　己知

関東地方交通審議会の意見（要旨）

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,700円」を「243,650円」に、ただし書の職員「224,950円」を「226,900円」に、部員「183,150円」を「185,050円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「173,700円」を「175,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．関東海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「238,300円」を「240,250円」に、部員「177,500円」を「179,000円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「183,800円」を「184,800円」に改正することが適当である。

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「183,000円」を「184,000円」に改正することが適当である。

四国運輸局最低賃金公示第１号

四国地方交通審議会から四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760－0064香川県高松市朝日新町１番30号」あて提出されたい。

平成27年１月27日

四国運輸局長　澤山　健一

四国地方交通審議会の意見（要旨）

１．四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,400円」を「243,350円」に、ただし書の職員「224,950円」を「226,900円」に、はしけ長「241,400円」を「243,350円」に、部員「182,850円」を「184,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「173,700円」を「175,450円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．四国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「238,270円」を「239,280円」に、部員「170,100円」を「171,110円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「179,500円」を「180,000円」に改正することが適当である。

４．四国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「182,800円」を「184,550円」に、愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者の最低賃金額「169,100円」を「171,100円」にそれぞれ改正することが適当である。

公　告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人仙波厚の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成27年１月27日　　東京法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社マーカスアセットマネージメント

２．住所　東京都港区六本木５－16－17　ホーマットプリンセス310

３．代表者の氏名　代表取締役　板東　正夫

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1054号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年７月27日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年１月27日

関東財務局長　細田　　隆

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社レントラックス

２．住所　東京都江戸川区西葛西５－２－３　ＮＥＸＴＡＧＥ西葛西５階

３．代表者の氏名　代表取締役社長　金子　英司